

やさしさとふれあいの西東京に暮らしまちを楽しむ

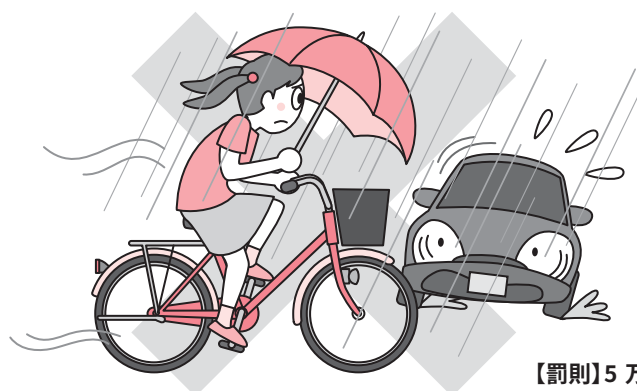
守っていますか?? 自転車の交通ルール

市内の事故の半分以上に自転車関わっています。

自転車の正しい交通ルールを知り、交差点での一時停止・安全確認や左側通行などのルールを守ること
で事故は確実に減らすことができます。自転車も交通事故を起こせば損害賠償を問われることがあります。
事故の加害者にならないためにも、正しい交通ルールを確認しましょう。 ◆道路管理課 保 (☎438-4055)

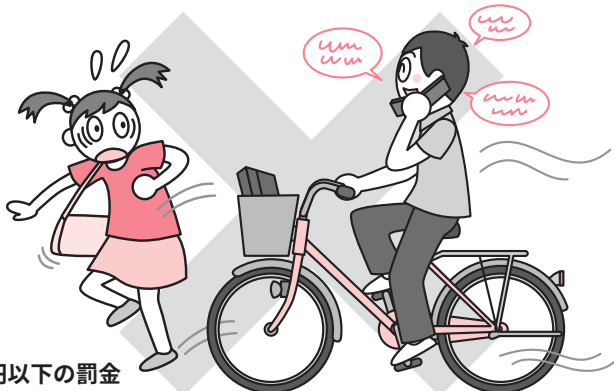
自転車の安全ルールが増えました!

■傘を差すなど、視界を妨げたり、安全を失うおそれのある方法で自転車を運転することは禁止。



【罰則】5 万円以下の罰金

■自転車を運転するときに、携帯電話での通話や表示された画面を見ることが禁止。



自転車安全利用五則

- (1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外
【罰則】3 か月以下の懲役または 5 万円以下の罰金
- (2) 車道は左側を通行
【罰則】3 か月以下の懲役または 5 万円以下の罰金
- (3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
【罰則】2 万円以下の罰金または料料
- (4) 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転
【罰則】5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合
 - ・二人乗り・並進の禁止
【罰則】2 万円以下の罰金または料料
 - ・夜間はライトを点灯
【罰則】5 万円以下の罰金
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
【罰則】3 か月以下の懲役または 5 万円以下の罰金
- (5) 子どもはヘルメットを着用

詳細は、警視庁☎をご覧ください。

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/index.htm>

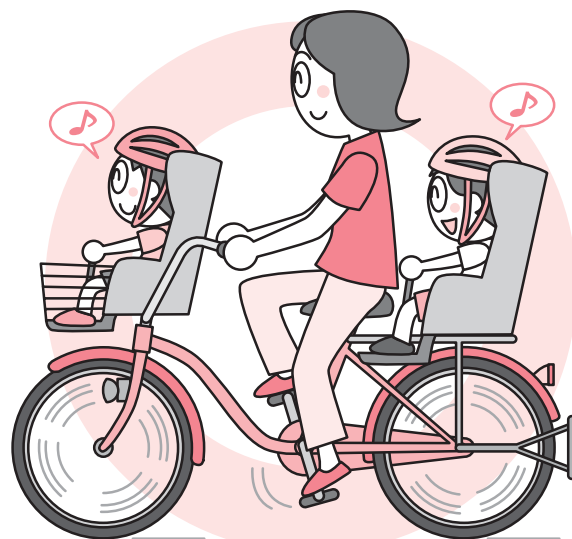
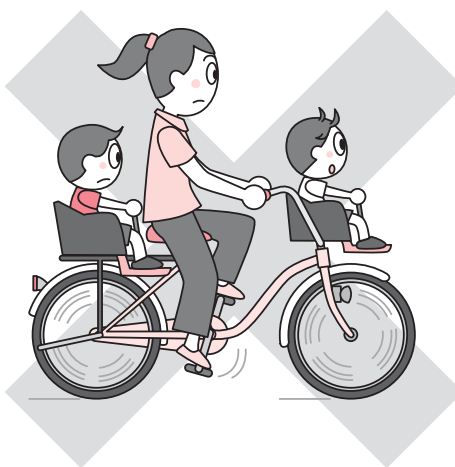
■ 幼児の保護者の皆さんへ

東京都道路交通規則の一部改正により、7月1日から16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車を運転する場合は、その幼児用座席に幼児(6歳未満の子ども)2人を乗車させることができるようになりました。

ただし、幼児2人を乗車させている場合は、さらにおんぶひもなどで幼児を背負って運転することはできません。

幼児2人同乗自転車は、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使用しましょう。

幼児2人同乗用自転車とは? 運転者のための乗車装置と2つの幼児用座席を設けるために、必要な強度、制動性能、発進時の安全性等の要件を満たした特別な構造の自転車のことです。



自転車・オートバイの盗難防犯対策

自転車盗難対策

- 駐車時は、複数のカギをかける!
市内では、平成20年中における自転車の盗難のうち、64.3%が施錠をしない状態で被害にあっています。
- 路上駐車しない!
自転車は、明るく監視の行き届いた駐輪場に置くようにしましょう。
- 防犯登録をする!
防犯登録をすることにより、万一被害にあった場合でも、発見しやすくなりますので、自転車購入時には必ず防犯登録をしてください。

オートバイ盗難対策

- 駐輪時は、「ハンドルロック」「キーを抜く」を確実に!
- 「カバーをかける」「補助ロックをする」を習慣に!
- 盗難防止装置を付け、防犯効果を高める!
- グッドライダー・防犯登録を!

☎田無警察署防犯係

(☎467-0110 内線2612)

◆危機管理室 保 (☎438-4010)

新型インフルエンザ関連情報については、市☎をご覧ください。 ◆健康年金課 保 (☎438-4021)

市では、リーフレット「新型インフルエンザに備えよう」を配布しています。
帰宅時などに「手洗い」とともに「うがい」をする習慣を身につけて、健康を維持しましょう。

□配布場所 田無・保谷庁舎総合案内、健康年金課、出張所、公民館、図書館、地区会館

■多摩小平保健所 (☎042-450-3111※平日 午前9時～午後5時)

■新型インフルエンザ相談センター (☎03-5320-4509※上記以外の時間帯)